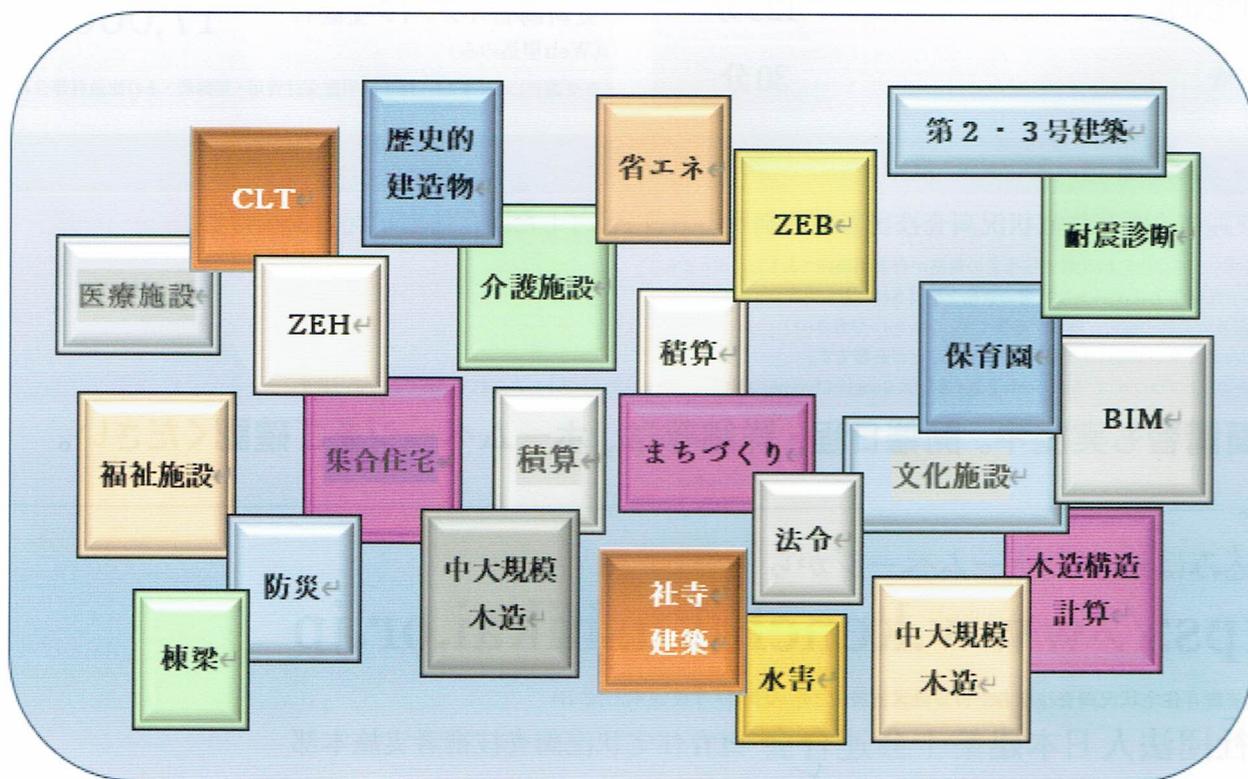


再起動！「専攻建築士制度」 — 専門分野表示を拡大中 —

令和6年1月4日(木)より専攻建築士登録受付開始

- 専攻建築士制度は、国家資格である「建築士」の方がどのような専門性を有しているかを社会に表示する制度です。
- 表示するためには建築士会連合会の中に設置された「認定評議会」で認定される必要があります。
- 審査要件は①表示を希望する専攻領域の実務期間を5年以上有し、②毎年12単位以上のCPDを取得する事、③表示する専攻領域の実務件数を3件以上有する事、となっています。

専攻建築士は、「統括設計」や「建築生産」「まちづくり」など8つの領域からなりますが、これはいわば枠であり、社会の要望は枠の中の具体的な「専門分野」の表示です。制度開始以来、この枠(専攻領域)だけを表示し、「専門分野」を表示しない方が多いのですが、これでは制度が正常に機能しません。既に専攻建築士制度に登録している方も、新規に申請しようとする方も、もう一度「専攻建築士制度」とは何かを確認し、社会が求める「何が出来る建築士ですか?」の声に応じて欲しいと思います。時代は変わります。求められる能力も変わります。日々研鑽し、常に得意分野を増やし、表示する事、これが社会が潜在的に求めている「頼れる建築士」です。新たな「専門分野」を募集中です。「専門分野」表示を拡大し、社会の要求に応じて行きましょう。(CPD・専攻建築士制度委員会)



専攻建築士分野のイメージ